

## 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育開催要領

### ○ねらい

事業者が刈払機を使った草刈り作業を実施する場合には、刈り払い機取扱作業者に対する安全衛生教育の受講が義務づけられている（刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領 平成12年2月16日）。障がい者福祉事業所において、草刈り作業を実施する場合にも該当し、官公需等により草刈り作業を受託する際に安全衛生教育の修了証の提示を求められる場合もある。

このため、福祉事業所内での草刈り作業の安全を確保するとともに、官公需等の草刈り作業の受注力アップを図るために下記のとおり講習会を開催する。

なお、実際に刈払作業に携わる利用者の安全を図るため、事業所から要望のある利用者も受講できるものとする。ただし、受講修了証は発行しないこととする。

### 記

○期 日 平成28年9月9日（金）9：30～16：30

○場 所 大田市波根町 島根県立農業研修館

○主 催 特定非営利活動法人 島根県障がい者就労事業振興センター

○対象者 障がい者福祉事業所職員及び利用者等

○講 師 細木俊樹氏（元島根県農業試験場 農業機械科研究員）

矢野真吾氏（太陽の里業務課係長）実技補助

### ○内 容

□学科 5時間

- 1 刈払機に関する知識
- 2 刈払機を使用する作業に関する知識
- 3 刈払機の点検および整備に関する知識
- 4 振動障害およびその予防に関する知識
- 5 関係法令

□実技 1時間

- 1 刈払機の作業等

○受講料 無料 ただし、テキスト代等 3,000円が必要

○服 装（実技）

作業服（袖締まりのよい長袖の上着、裾締まりのよい長ズボン）、長靴

ヘルメット、ゴーグルは主催者で準備するが、自家所有があれば持参すること

○その他

受講修了者には「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育実施要領」の規定に基づく修了証を発行する。なお、添付する顔写真は当日撮影する。

## 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 参加申込書

所属施設名   ：

---

職 名	氏 名	生年月日	弁 当 希 望 の 有 無
		住 所	
		昭和 平成           年       月       日 〒           —	有 無
		昭和 平成           年       月       日 〒           —	有 無
		昭和 平成           年       月       日 〒           —	有 無

- ※ 人数が多数の場合はコピーして下さい。
- ※ 職名欄は利用者の方は空欄にして下さい。
- ※ 住所は修了証に記載しますので、事業所ではなく現住所を記入して下さい。
- ※ 弁当は500円程度です。当日集金させていただきます。

送付先

NPO法人 島根県障がい者就労事業振興センター  
農福連携 コーディネーター 矢田

FAX 0852-67-2672  
(TEL 0852-67-2671)

添書は不要です